

令和 7 年度

定期・財政援助団体等監査報告書

松戸市監査委員

目 次

定 期 監 査 報 告

1 教 育 委 員 会

生涯学習部	-----	1
-------	-------	---

学校教育部	-----	5
-------	-------	---

2 監査委員事務局	-----	9
-----------	-------	---

3 水道事業	-----	11
--------	-------	----

4 建設部	-----	13
-------	-------	----

5 病院事業	-----	17
--------	-------	----

財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告

1 千葉県小中学校体育連盟松戸支部 (財政援助団体監査)	-----	23
---------------------------------	-------	----

2 稔台連合町会 (指定管理者監査)	-----	27
-----------------------	-------	----

松 監 第 4 8 号
令和8年8月6日

松 戸 市 長	松 戸 隆 政 様
松 戸 市 議 会 議 長	渋 谷 剛 士 様
松戸市教育委員会教育長	波 田 寿 一 様
松戸市水道事業管理者	入 江 広 海 様
松戸市病院事業管理者	尾 形 章 様

松戸市監査委員	加 藤 広 之
同	三 好 徹
同	織 原 正 幸
同	松 尾 尚
	(公 印 省 略)

定 期 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査について、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

監査を実施した 監査委員名	加 藤 広 之 三 好 徹 織 原 正 幸 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和8年3月2日～令和8年4月17日
監査の対象課	生涯学習部 教育総務課、教育政策研究課、社会教育課、文化財保存活用課、 図書館
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和7年4月1日～令和8年1月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 契約事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 - 個人情報の取扱いを伴う業務委託について - ア 相手方の選定方法について - イ 契約書の内容について - ウ 再委託に係る事務手続について - エ 契約相手方への監督体制について - オ 履行確認について ○重要リスク項目 - 長期継続契約について - ア 締結について - イ 契約手続について - ウ 契約書の内容について - エ 支出について - オ 長期継続契約制度の活用について

1 監査の結果

・教育総務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・教育政策研究課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・社会教育課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

公益財団法人松戸市文化振興財団運営費補助金について

公益財団法人松戸市文化振興財団運営費補助金交付要綱に規定されていない支払方法で支出していた。

今後は、交付要綱に則った適正な事務処理を行われたい。

（指摘事項）

市民劇場清涼飲料水自動販売機電気料（５月分）について

文化会館清涼飲料水自動販売機電気料（５月分）について

督促は松戸市債権管理条例施行規則第５条第１項の規定により、履行期限後３０日以内に行うべきであるが、守られていなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

・文化財保存活用課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

軽乗用自動車賃貸借契約（長期継続契約）について

長期継続契約は、債務負担行為として予算を定めることなく年度を超えて契約を行うことから、解除条項を約款に記載することとされているが、記載されていなかった。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

・図書館

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

※1 松戸市債権管理条例施行規則第5条（督促）

- 1 条例第6条の規定による督促は、履行期限後30日以内に行うものとする。
- 2 前項の督促において指定する期限は、当該督促を発した日から起算して10日を経過した日とする。
- 3 第1項の督促は、書面により行うものとする。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

・教育総務課

（指摘の要旨）

北部小学校他3校地域人材活用学校施設管理業務委託について

松戸市立小中学校間連絡配送業務委託について

北部小学校他5校早朝における児童への見守り業務委託について

松戸市立北部小学校における児童への緊急見守り業務委託について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約をしているが、財務規則第137条の3に規定する公表の手続がされていなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

（措置報告の概要）

管理職及び経理主任を中心に財務事務・契約事務に則った適正な事務処理の徹底を課内に周知し、決裁時のチェック体制の強化を図り改善した。

「改善確認済」

・社会教育課

（指摘の要旨）

松戸市民会館舞台機構設備絞り緞帳用元滑車等更新修繕について

予定価格調書について、消費税及び地方消費税を含む金額を予定価格として記載すべきところを税抜き金額を記載していた。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。

（措置報告の概要）

経理主任による記載金額の確認を徹底するとともに、契約事務研修資料の遵守及び契約チェックシートの活用について周知徹底を行い改善した。

「改善確認済」

（要望・検討の要旨）

放送受信料について

前金払としているが、支出に遅れが生じていた。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

（措置報告の概要）

受領書類の管理方法を見直し、支出を要する書類については速やかに処理するよう周知徹底を図り、改善した。

「改善確認済」

・文化財保存活用課

（指摘の要旨）

文化財マップ作成業務委託について

財務規則第143条第3項第3号の規定により契約保証金を免除しているが、契約書には契約保証に関する条項が記載されていた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

（措置報告の概要）

契約書の約款について契約保証金の条項に特に留意するよう周知し、契約チェックシートを活用して複数職員にて確認を実施し、改善した。

「改善確認済」

監査を実施した 監査委員名	加 藤 広 之 三 好 徹 織 原 正 幸 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和8年3月2日～令和8年4月23日
監査の対象課	学校教育部 学校財務課、学務課、学習指導課、児童生徒課、学校施設課、 市立高等学校、貝の花小学校、横須賀小学校、六実第三小学校、 栗ヶ沢中学校
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○ 対象期間 令和7年2月1日～令和8年1月31日（小中学校以外） 令和7年4月1日～令和8年1月31日（小中学校） ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○ 共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 契約事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 - 個人情報の取扱いを伴う業務委託について（小中学校以外） - ア 相手方の選定方法について - イ 契約書の内容について - ウ 再委託に係る事務手続について - エ 契約相手方への監督体制について - オ 履行確認について - 児童・生徒に関する個人情報の取扱いについて（小中学校） ○ 重要リスク項目 ・ 長期継続契約について（小中学校以外） - ア 締結について - イ 契約手続について - ウ 契約書の内容について - エ 支出について - オ 長期継続契約制度の活用について ・ 小・中学校の備品・図書等の取得及び管理について（小中学校）

1 監査の結果

・学校財務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・学務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・学習指導課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・児童生徒課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・学校施設課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

学校施設の修繕について（令和6年度）

修繕については、財務規則で定めた金額を超える場合、2者以上の見積を徴することになっているが、30万円未満に分割して発注していた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

・市立高等学校

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・貝の花小学校

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・横須賀小学校

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・六実第三小学校

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・栗ヶ沢中学校

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

・学習指導課

（指摘の要旨）

松戸市教育支援委員会委員報酬について

報酬の支払いが遅延していたものがあった。

今後は、条例に則った適正な事務処理を行われたい。

（措置報告の概要）

報酬の支払いが遅延しないよう事業担当者と経理担当者とで年間の委員会開催日程及び支払日程の情報を共有し、確認体制を整備したことにより改善した。

「改善確認済」

（要望・検討の要旨）

教職員用教科書及び指導書の購入について

予定価格5,000万円以上の財産の取得について、松戸市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議決を経ていなかった。

既に、追認により議決を得ているが、今後は内部でのチェック体制を強化するよう要望する。

（措置報告の概要）

議決が必要な財産の取得について、契約課作成資料を課内フォルダで共有し、起案時の確認を徹底した。今後、財産取得額が5,000万円を超える可能性がある場合は、予算要求・予算承認のスケジュールに付議提出の日程を事前に組み込むなど、内部でのチェック体制を強化することで改善した。

「改善確認済」

監 査 委 員 事 務 局

監査を実施した 監査委員名	加 藤 広 之 三 好 徹 織 原 正 幸 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和8年3月2日～令和8年4月23日
監査の対象課	監査委員事務局
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和7年4月1日～令和8年1月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 契約事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 - 個人情報の取扱いを伴う業務委託について - ア 相手方の選定方法について - イ 契約書の内容について - ウ 再委託に係る事務手続について - エ 契約相手方への監督体制について - オ 履行確認について ○重要リスク項目 - 委託料の随意契約について - ア 設計書、仕様書について - イ 随意契約理由、相手方の選定方法について - ウ 契約書の内容について - エ 委託内容の履行確認について - オ 委託料の支出について

1 監査の結果

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

監査委員事務局においては、前年度に指摘事項等はなかった。

水 道 事 業

監査を実施した 監査委員名	加 藤 広 之 三 好 徹 織 原 正 幸 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和8年4月21日～令和8年5月26日
監査の対象課	水道部 総務課、工務課
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 契約事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 - 個人情報取扱いを伴う業務委託について - ア 相手方の選定方法について - イ 契約書の内容について - ウ 再委託に係る事務手続について - エ 契約相手方への監督体制について - オ 履行確認について ○重要リスク項目 - 委託料の随意契約について - ア 設計書、仕様書について - イ 随意契約理由、相手方の選定方法について - ウ 契約書の内容について - エ 委託内容の履行確認について - オ 委託料の支出について

1 監査の結果

・総務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

（意見）

水道料金の徴収については、鋭意努力されているところであるが、引き続き適正な債権管理を行い、高い収納率の確保に向けて努力されたい。

・工務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

水道部においては、前年度に指摘事項等はなかった。

建設部

監査を実施した 監査委員名	加 藤 広 之 三 好 徹 織 原 正 幸 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和8年4月21日～令和8年5月26日
監査の対象課	建設部 建設総務課、用地課、道路建設課、道路維持課、河川清流課、 下水道経営課、下水道整備課、下水道維持課
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 契約事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 - 個人情報の取扱いを伴う業務委託について - ア 相手方の選定方法について - イ 契約書の内容について - ウ 再委託に係る事務手続について - エ 契約相手方への監督体制について - オ 履行確認について ○重要リスク項目 - 長期継続契約について - ア 締結について - イ 契約手続について - ウ 契約書の内容について - エ 支出について - オ 長期継続契約制度の活用について

1 監査の結果

- ・建設総務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・用地課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・道路建設課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・道路維持課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・河川清流課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・下水道経営課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

(意見)

受益者負担金及び下水道使用料の徴収については、鋭意努力されているところであるが、制度に対する市民の理解と協力を求めながら適切な方策をたて収入の確保を図り、未収金については、早期に確実な回収に努力されたい。

- ・下水道整備課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・下水道維持課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

・河川清流課

(指摘の要旨)

食糧費について

食糧費については金額に関わらず主務部長決裁となっているが、課長決裁としていた。

今後は、事務決裁規程に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

決裁区分に誤りがないよう内部でのチェック体制を強化することで改善した。

「改善確認済」

病 院 事 業

監査を実施した 監査委員名	加 藤 広 之 三 好 徹 織 原 正 幸 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和8年4月21日～令和8年5月27日
監査の対象課	管理局 病院政策課、人事課 松戸市立総合医療センター事務局 管財課、医事課 松戸市立総合医療センター 附属看護専門学校
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○ 対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○ 共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 契約事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 - 個人情報取扱いを伴う業務委託について - ア 相手方の選定方法について - イ 契約書の内容について - ウ 再委託に係る事務手続について - エ 契約相手方への監督体制について - オ 履行確認について ○ 重要リスク項目 - 長期継続契約について - ア 締結について - イ 契約手続について - ウ 契約書の内容について - エ 支出について - オ 長期継続契約制度の活用について

1 監査の結果

・病院政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・人事課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・管財課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・医事課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

（意見）

窓口未収金の徴収については、鋭意努力されているところであるが、今後も適正な債権管理の手続きを進め、解消に向けて努力をされたい。

・附属看護専門学校

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

松戸市立総合医療センター附属看護専門学校ノートパソコン賃貸借（長期継続契約）について

契約書について、契約金額に消費税及び地方消費税を加算した額を支払いとして記載すべきところを、税を含まない金額の支払いの記載をしていた。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

・病院政策課

（指摘の要旨）

松戸市病院事業公営企業会計システム病院事業会計統合実施委託について

松戸市病院事業会計規程第110条第3項第1号に規定する履行保証保険証券の提出により契約保証金を免除しているが、契約書には契約保証に関する条項が記載されていなかった。

今後は、規程に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

該当条項を記載した契約書の雛形を作成し、改善した。

「改善確認済」

・人事課

(指摘の要旨)

松戸市立総合医療センター看護師寮及び第2医師住宅施設管理等業務委託について
松戸市病院事業会計規程第110条第3項第1号に規定する履行保証保険証券の提出により契約保証金を免除しているが、履行保証保険証券の提出に遅れが生じていた。

今後は、規程に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

令和7年度の契約事務において著しく遅滞することなく、履行保証保険証券を受領し改善した。

「改善確認済」

・管財課

(指摘の要旨)

松戸市立総合医療センター産業廃棄物（汚泥）処分業務委託について

松戸市病院事業会計規程第110条第3項第6号の規定により契約保証金を免除しているが、契約書には契約保証に関する条項が記載されていた。

今後は、規程に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

令和7年度の同契約においても松戸市病院事業会計規程第110条第3項第6号の規程により契約保証金の免除となっている。契約書から該当する条項を削除した上で契約を締結したことで改善した。

「改善確認済」

・附属看護専門学校

(指摘の要旨)

松戸市立総合医療センター附属看護専門学校給排水管改修工事に伴う設計業務委託について

公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号では適切に作成された仕様書及び設計書に基づき積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることと規定されているが、設計金額と予定価格が一致していなかった。

今後は、法律に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

関係法令等を改めて確認し、令和7年度に締結した工事の契約において設計金額と
予定価格を複数人で確認し適正な事務処理を行ったことで改善した。

「改善確認済」